

千葉市道路境界標設置取扱要領

令和7年1月1日一部改正

千葉市建設局土木部路政課

(目的)

第1条 この要領は、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき認定された千葉市道（本市が管理する国道及び県道を含む。）、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき帰属される道路その他法令等に基づき本市が管理することとなる道路とこれらに隣接する土地との境界を明示する千葉市道路境界標の設置に関し必要な事項を定め、もって、その取扱の適正を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「千葉市道路境界標」（以下（1）～（3）「道路境界標」、（4）「地籍境界標」という。）とは、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）千葉市型コンクリート杭
- （2）千葉市型金属標
- （3）千葉市型金属鉢
- （4）千葉市地籍調査境界金属標

2 前項に規定する千葉市道路境界標は、別表第1に掲げるとおりとする。

(設置協議)

第3条 道路境界標を設置しようとする者は、千葉市道路境界標設置協議及び購入申請書（様式第1号）に位置図及び境界標設置図を添付し、市長に協議をしなければならない。

また、地籍境界標を設置しようとする者は、千葉市地籍調査境界標設置協議及び購入申請書（様式第6号）に位置図及び境界標設置図を添付し、市長に協議をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による様式第1号の提出を受けたときは、その日の翌日から起算して10日以内に千葉市道路境界標設置協議回答書（様式第2号）を協議者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による様式第6号の提出を受けたときは、その日の翌日から起算して10日以内に千葉市地籍調査境界標設置協議回答書（様式第7号）を協議者に交付するものとする。

4 第2項又は第3項の規定による回答書の通知を受けた者は、別表第2に掲げる千葉市道路境界標設置仕様書又は別表第3に掲げる千葉市地籍調査境界標設置仕様書に従って作業を行わなければならない。

(購入申請)

第4条 道路境界標の購入をしようとする者は、千葉市道路境界標設置協議及び購入申請書（様式第1号）に位置図及び境界標設置図を添付し、市長の承認を受けなければならぬ。また、地籍境界標の購入をしようとする者は、千葉市地籍調査境界標設置協議及

び購入申請書（様式第6号）に位置図及び境界標設置図を添付し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、前条第1項の道路境界標の設置のための協議と同時に申請する場合に限り、同項に定める千葉市道路境界標設置協議及び購入申請書並びに位置図及び境界標設置図と兼ねることができ、2部提出することを要しない。
- 3 第1項の場合において、前条第1項の地籍境界標の設置のための協議と同時に申請する場合に限り、同項に定める千葉市地籍調査境界標設置協議及び購入申請書並びに位置図及び境界標設置図と兼ねることができ、2部提出することを要しない。
- 4 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合において、次のいずれにも該当しないと認めるときは、承認しなければならない。
 - (1) 千葉市道路境界標の購入数について必要数を超えて申請しようとするとき。
 - (2) 前条第1項に基づく設置協議が不調のとき。
 - (3) その他申請手続が法令等に違反していると認められるとき。
- 5 市長は、第1項の規定による様式第1号の申請を受けたときは、その日の翌日から起算して10日以内に承認又は不承認の決定をし、千葉市道路境界標購入承認・不承認通知書（コンクリート杭）（様式第3号）又は千葉市道路境界標購入承認・不承認通知書（金属標）（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 6 市長は、第1項の規定による様式第6号の申請を受けたときは、その日の翌日から起算して10日以内に承認又は不承認の決定をし、千葉市地籍調査境界標購入承認・不承認通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。
- 7 第4項に規定する千葉市道路境界標購入承認通知書及び第5項に規定する千葉市地籍調査境界標購入承認通知書（以下「承認通知書」という。）の有効期間は、承認の日から30日間とする。
- 8 承認通知書の交付を受けた者は、前項の有効期間内に販売業者に承認通知書を提出し、購入しなければならない。

（保管）

第5条 千葉市道路境界標を購入した者は、その保管を十分に注意して行い、盗難防止及び安全管理を徹底しなければならない。

- 2 千葉市道路境界標の保管に関し、生じた損害は自己の責任で処理するものとする。

（完了届）

第6条 第3条第2項に規定する千葉市道路境界標設置協議回答書（様式第2号）または第3条第3項に規定する千葉市地籍調査境界標設置協議回答書（様式第7号）の交付を受けた者は、設置完了指定日までにその設置を完了しなければならない。

- 2 道路境界標の設置を完了した者は、千葉市道路境界標設置完了届（様式第5号）に位

置図、境界標設置図及び埋設写真を添付し、完了日の翌日から起算して10日以内に市長に提出しなければならない。

- 3 地籍境界標の設置を完了した者は、千葉市地籍調査境界標設置完了届（様式第9号）に位置図、境界標設置図及び埋設写真を添付し、完了日の翌日から起算して10日以内に市長に提出しなければならない。

（完了検査）

第7条 市長は、前条第2項の規定により千葉市道路境界標設置完了届又は前条第3項の規定により千葉市地籍境界標設置完了届の提出を受けた場合は、届出者の立会を求めて、現場検査を実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、軽易な事案等の場合には、現場検査を省略し、書類検査に代えることができる。
- 3 市長は、前項の検査の結果、不備があると認める場合は、直ちに補正を求め、又は書類の提出を指示することができる。
- 4 前項の規定により補正又は指示を受けた者は、速やかに補正し、又は書類を提出し、市長の検査を受けなければならない。

（管理引継）

第8条 市長は、前条の規定による検査の結果、合格と認められる場合は、当該千葉市道路境界標の管理保全を引継ぐものとする。ただし、管理保全に関し別段の取り決めをした場合は、その取り決めに従うものとする。

（費用負担）

- 第9条 千葉市道路境界標の購入に係る費用は、申請者の負担とする。
- 2 千葉市道路境界標の設置に係る費用（撤去費用及び測量費用を含む。）は、申請者の負担とする。
- 3 千葉市道路境界標の管理保全に係る費用は、本市の負担とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、費用の負担に関し別段の取り決めをした場合は、その取り決めに従うものとする。

（委任）

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、建設局土木部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、使用することができる。

様式第1号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者：住所

氏名 _____ (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

なお、個人が申請する場合は、申請者欄の
氏名を自署すれば押印は不要です。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

千葉市道路境界標設置協議及び購入申請書

上記の件について、「千葉市道路境界標設置取扱要領」及び「千葉市公共測量作業規程」、「千葉市公共基準点管理要綱」に基づき、下記のとおり設置及び購入したいので、協議・申請します。

なお、設置にあたり、土地所有者の承諾を得て実施します。

記

1. 土地所有者 住所 _____
又は事業者 名称 _____

2. 購入の目的 _____

3. 設置場所 千葉市 区 町 丁目 番地先

4. 設置完了予定日 年 月 日

5. 購入数量及び種類

種別	印	印	印	合計
コンクリート杭	本	本	本	本
金属標大型	枚	枚	枚	枚
金属標小型	枚	枚	枚	枚
金属鉢	本			本

6. 添付書類 ①位置図、②境界標設置図（道路境界確定図等に設置位置及び境界標の種類を明示したもの）

7. 注意点 (1) 道路境界標の設置時は、関係土地所有者の承諾を得て、実施し、紛争を回避すること。

この場合において、申請者は、一切の責任を負うこと。

(2) 道路境界標の設置に関し、必ず路政課の担当者と協議を行ってください。

様式第2号

千建路第 号

年 月 日

様

連絡先電話番号

道路管理者 千葉市

千葉市長

印

千葉市道路境界標設置協議回答書

下記の種類及び数量の道路境界標の設置に関し、下記のとおり回答します。

記

道 路 境 界 標 の 種 類 及 び 数 量			
種 別	+ 印	↑ 印	↗ ↘ 印
コンクリート杭	本	本	本
金属標大型	枚	枚	枚
金属標小型	枚	枚	枚
金属鉢	本		

回 答 内 容	・千葉市道路境界標設置取扱要領の別表第2の千葉市道路境界標設置仕様書に従い、設置の作業を行うこと。
	・境界標の設置は、_____年_____月_____日までに完了すること。
	・千葉市公共測量作業規程、千葉市公共基準点管理要綱に従い設置すること。
	・境界標の設置後は、路政課へ完了日の翌日から起算して10日以内に千葉市道路境界標設置完了届を提出し、千葉市長の検査を受けること。検査の結果、補正の必要がある場合は、その指示に従い作業を行うこと。
	・設置協議の内容に変更が生じた場合は、速やかに路政課と変更協議を行うこと。
	・その他、関係法令、規程を遵守して作業を行うこと。
	担当 千葉市建設局土木部路政課道路台帳班
	TEL 043-245-5373

様式第3号

千建路第 号
年 月 日

様

連絡先電話番号

道路管理者 千葉市

千葉市長

印

千葉市道路境界標購入承認・不承認通知書（コンクリート杭）

下記の種類及び数量の道路境界標の購入を承認・不承認とします。購入する際に、この承認書を販売会社にお渡しください（この承認書の有効期間は、承認日より30日間です）。

記

道 路 境 界 標 の 種 類 及 び 数 量				
種 别	<input type="checkbox"/> + 印	<input type="checkbox"/> ↑ 印	<input type="checkbox"/> ↗ 印	<input type="checkbox"/> ↘ 印
コンクリート杭	本	本	本	本

不承認とする 境界標の種類及び本数	
不承認とする理由	

道 路 境 界 標 販 売 会 社		
会社名	販売品目	住所・TEL

担当 千葉市建設局土木部路政課道路台帳班

TEL 043-245-5373

様式第4号

千建路第 号
年 月 日

様

連絡先電話番号

道路管理者 千葉市

千葉市長

印

千葉市道路境界標購入承認・不承認通知書（金属標）

下記の種類及び数量の道路境界標の購入を承認・不承認とします。購入する際に、この承認書を販売会社にお渡しください（この承認書の有効期間は、承認日より30日間です）。

記

道 路 境 界 標 の 種 類 及 び 数 量			
種 别	<input type="checkbox"/> + 印	<input type="checkbox"/> ↑ 印	<input type="checkbox"/> ↗ ↘ 印
金属標大型	枚	枚	枚
金属標小型	枚	枚	枚
金属錨	本		

不承認とする 境界標の種類及び枚数	
不承認とする理由	

道 路 境 界 標 販 売 会 社		
会社名	販売品目	住所・Tel

担当 千葉市建設局土木部路政課道路台帳班

TEL 043-245-5373

(あて先) 千葉市長

申請者：住所

氏名 _____ (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

なお、個人が申請する場合は、申請者欄の

氏名を自署すれば押印は不要です。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

千葉市道路境界標設置完了届

上記の件について、「千葉市道路境界標設置取扱要領」及び「千葉市公共測量作業規程」、「千葉市公共基準点管理要綱」に基づき下記のとおり設置したので届け出ます。

記

1 土地所有者 住所 _____

又は事業者 氏名 _____

2 設置目的 _____

3 設置場所 千葉市 区 町 丁目 番地先

4 境界標設置数量

種別	数量
コンクリート杭	
金属標	
金属鉢	

- 5 添付資料 ①位置図
②境界標設置確認図（境界標の種類を明示し、点間距離を基本とした点検測量）
③設置写真（設置位置が特定できるように境界点番号等を記入してください。）

路政課記入欄

道路台帳班主査	担当者	確認日

所見 _____

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者：住所

氏名 _____ (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

なお、個人が申請する場合は、申請者欄の
氏名を自署すれば押印は不要です。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

千葉市地籍調査境界標設置協議及び購入申請書

上記の件について、「千葉市道路境界標設置取扱要領」及び「千葉市公共測量作業規程」、「千葉市公共基準点管理要綱」に基づき、下記のとおり設置及び購入したいので、協議・申請します。

なお、設置にあたり、土地所有者の承諾を得て実施します。

記

1. 土地所有者 住所 _____

又は事業者 名称 _____

2. 購入の目的 _____

3. 設置場所 千葉市 区 町 丁目 番地先

4. 設置完了予定日 年 月 日

5. 購入数量及び種類

種別	印	印	印	合計	備考
金属標大型埋込用	枚	枚	枚	枚	車道部等
金属標大型2穴	枚	枚	枚	枚	歩道部等
金属標小型2穴	枚	枚	枚	枚	歩道部等
金属標小型貼付用	枚	枚	枚	枚	歩道部等
金属錨	本			本	困難な場合

6. 添付書類 ①位置図、②境界標設置図（地籍調査成果の写しに設置位置及び境界標の種類を明示したもの）、③成果交付申請書の回答書及び成果の写し
④照合願の回答の写し

7. 注意点 (1) 地籍調査境界標の設置時は、関係土地所有者の承諾を得て、実施し、紛争を回避すること。この場合において、申請者は、一切の責任を負うこと。
(2) 地籍調査境界標の設置に関し、必ず路政課の担当者と協議を行ってください。

様式第7号

千建路第 号

年 月 日

様

連絡先電話番号

道路管理者 千葉市

千葉市長

印

千葉市地籍調査境界標設置協議回答書

下記の種類及び数量の地籍調査境界標の設置に関し、下記のとおり回答します。

記

地籍調査境界標の種類及び数量				
種別	<input type="checkbox"/> + 印	<input type="checkbox"/> ↑ 印	<input type="checkbox"/> ↗ 印	<input type="checkbox"/> ↘ 印
金属標大型埋込用	枚	枚	枚	枚
金属標大型2穴	枚	枚	枚	枚
金属標小型2穴	枚	枚	枚	枚
金属標小型貼付用	枚	枚	枚	枚
金属錨	本			

回答内容	・千葉市道路境界標設置取扱要領の別表第3の千葉市地籍調査境界標設置仕様書に従い、設置の作業を行うこと。
	・境界標の設置は、_____年_____月_____日までに完了すること。
	・千葉市公共測量作業規程、千葉市公共基準点管理要綱に従い設置すること。
	・境界標の設置後は、路政課へ完了日の翌日から起算して10日以内に千葉市地籍調査境界標設置完了届を提出し、千葉市長の検査を受けること。検査の結果、補正の必要がある場合は、その指示に従い作業を行うこと。
	・設置協議の内容に変更が生じた場合は、速やかに路政課と変更協議を行うこと。
	・その他、関係法令、規程を遵守して作業を行うこと。

担当 千葉市建設局土木部路政課地籍班
TEL 043-245-5374

様式第8号

千建路第 号
年 月 日

様

連絡先電話番号

道路管理者 千葉市
千葉市長

印

千葉市地籍調査境界標購入承認・不承認通知書

下記の種類及び数量の地籍調査境界標の購入を承認・不承認とします。購入する際に、この承認書を販売会社にお渡しください（この承認書の有効期間は、承認日より30日間です）。

記

地籍調査境界標の種類及び数量			
種別	+印	↑印	↙ ↘印
金属標大型埋込用	枚	枚	枚
金属標大型2穴	枚	枚	枚
金属標小型2穴	枚	枚	枚
金属標小型貼付用	枚	枚	枚
金属鉢	本		

不承認とする 境界標の種類及び枚数	
不承認とする理由	

地籍調査境界標販売会社		
会社名	販売品目	住所・Tel

担当 千葉市建設局土木部路政課地籍班

TEL 043-245-5374

(あて先) 千葉市長

申請者：住所

氏名 _____ (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

なお、個人が申請する場合は、申請者欄の
氏名を自署すれば押印は不要です。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

千葉市地籍調査境界標設置完了届

上記の件について、「千葉市道路境界標設置取扱要領」及び「千葉市公共測量作業規程」、「千葉市公共基準点管理要綱」に基づき下記のとおり設置したので届け出ます。

記

1 土地所有者 住所 _____

又は事業者 氏名 _____

2 設置目的 _____

3 設置場所 千葉市 区 町 丁目 番地先

4 境界標設置数量

種別	数量	種別	数量
金属標大型埋込用	枚	金属標小型貼付用	枚
金属標大型2穴	枚	金属鉗	本
金属標小型2穴	枚		

5 添付資料 ①位置図

②境界標設置確認図（境界標の種類を明示し、点間距離を基本とした点検測量）

③設置写真（設置位置が特定できるように境界点番号等を記入してください。）

④境界点間測量精度管理表

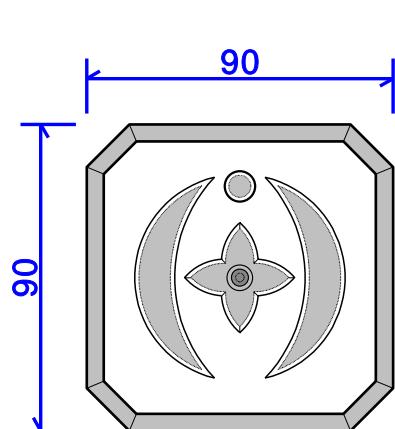
路政課記入欄

地籍班主査	担当者	確認日

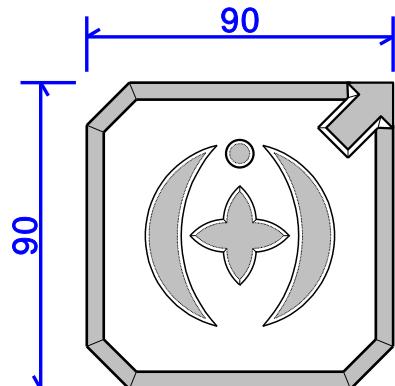
所見 _____

千葉市指定 境界標 (鉄筋コンクリート杭)

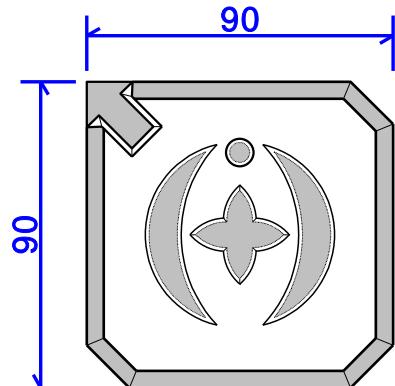
単位: mm
縮尺: 任意



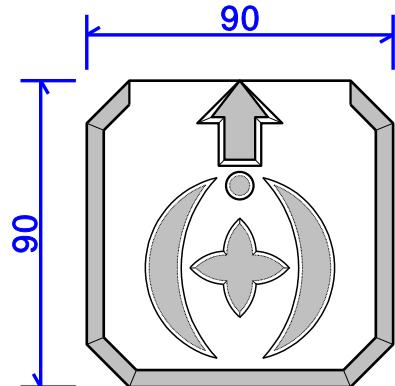
表示形式(十)：主に三方界等に用いる。



表示形式(斜)右：主に道路境界の曲点に用いる。



表示形式(斜)左：主に道路境界の曲点に用いる。



表示形式(直)：主に道路境界の直線上に用いる。

10
↓

道路側



↓
900
↓
90

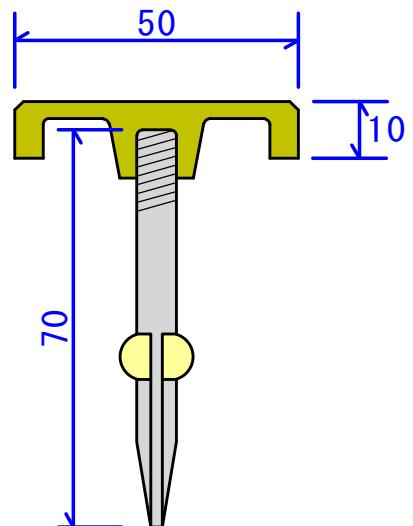
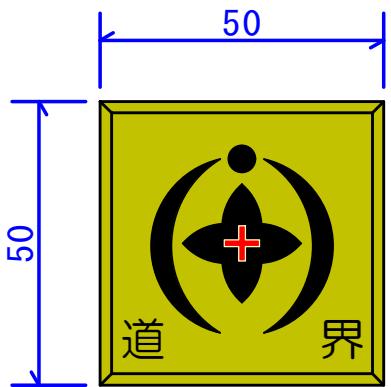
民地側



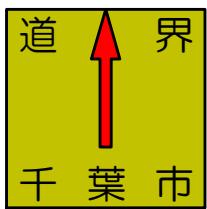
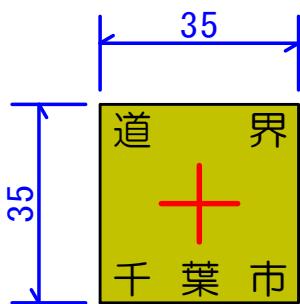
90
↓
90

千葉市指定 境界標

(金属標 大型)

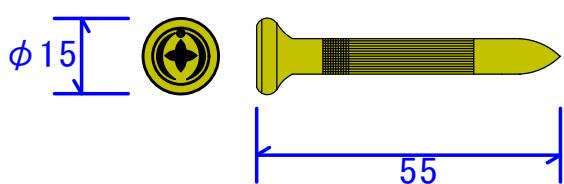
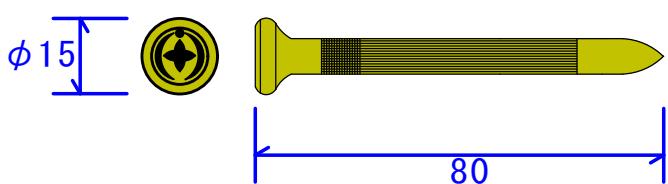


(金属標 小型)



※「小型」を使用する場合は、ブロック塀上等の
金属標「大型」が設置できない状況に限る。

(金属鋲)

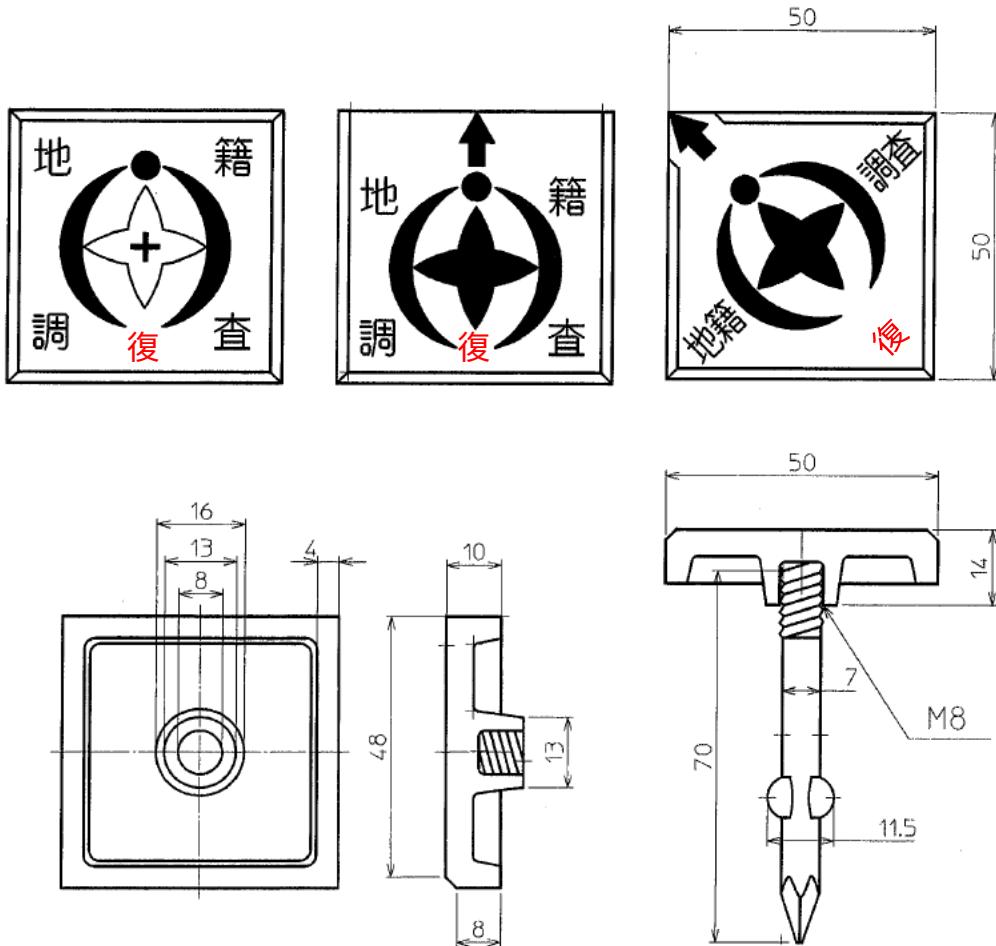


単位 : mm
縮尺 : 任意

千葉市指定 地籍調査境界標

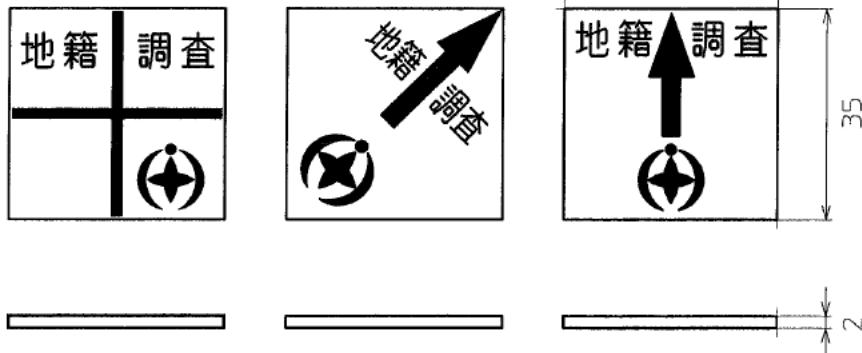
(金属標 大型埋込用)

単位:mm
縮尺:任意



※原則、金属標大型埋込用を設置するものとする。

(金属標 小型貼付用)

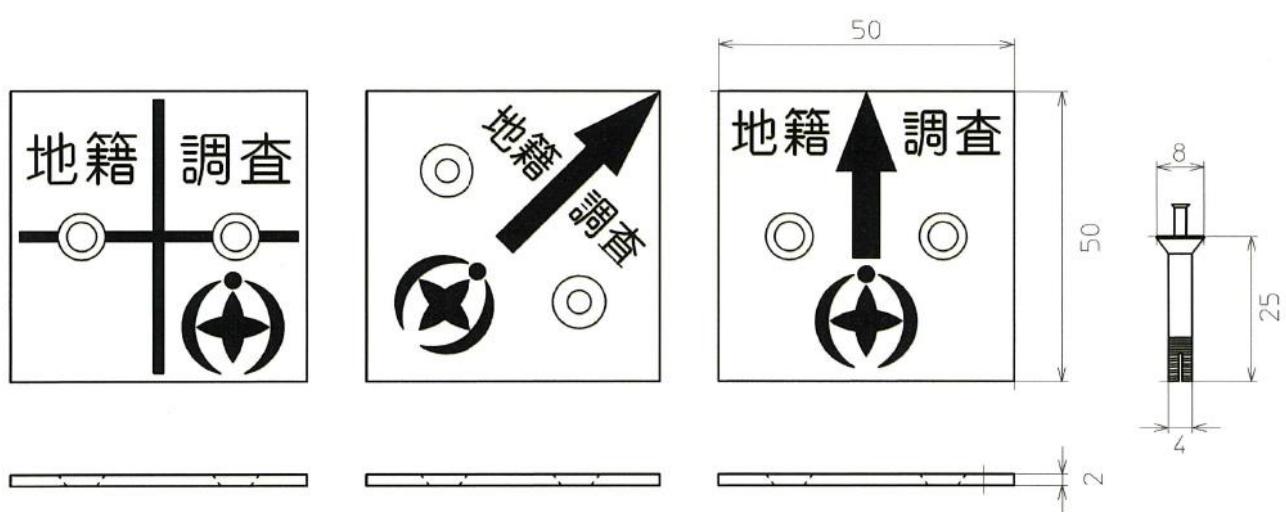


※「小型貼付用」を使用する場合は、ブロック塀上等の
金属標「大型埋込用」が設置できない状況に限る。

千葉市指定 地籍調査境界標

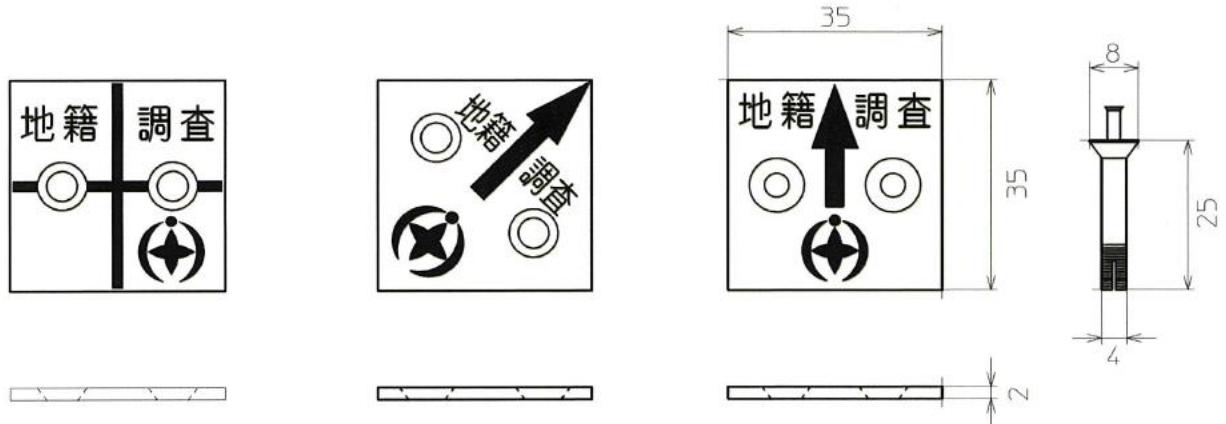
(金属標 大型 2穴)

単位:mm
縮尺:任意



※「金属標 大型2穴」を使用する場合は、ブロック塀上等の
金属標「大型埋込用」が設置できない状況に限る。
※歩道切下部及び車両の乗入部等には、原則設置しない。

(金属標 小型 2穴)



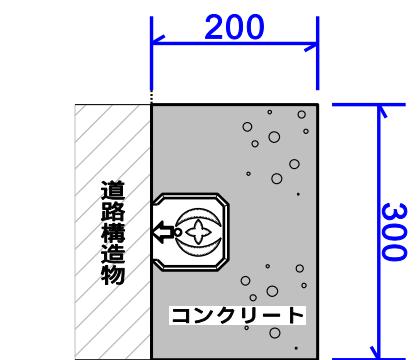
※「金属標 小型2穴」を使用する場合は、ブロック塀上等の
金属標「大型埋込用」が設置できない状況に限る。
※歩道切下部及び車両の乗入部等には、原則設置しない。

千葉市指定 境界標設置図

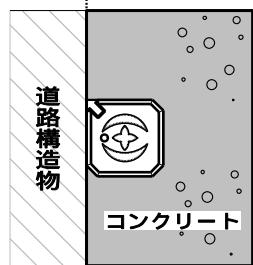
(標準的な埋標形式)

単位：mm
縮尺：任意

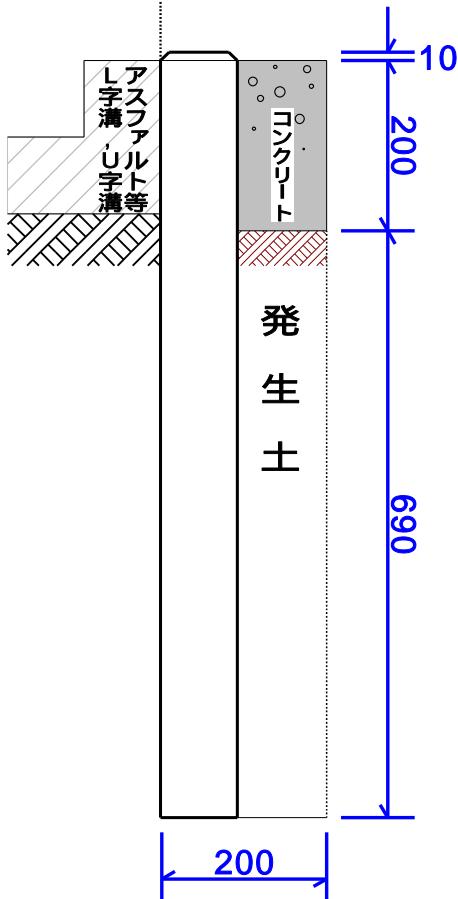
コンクリート杭の埋設



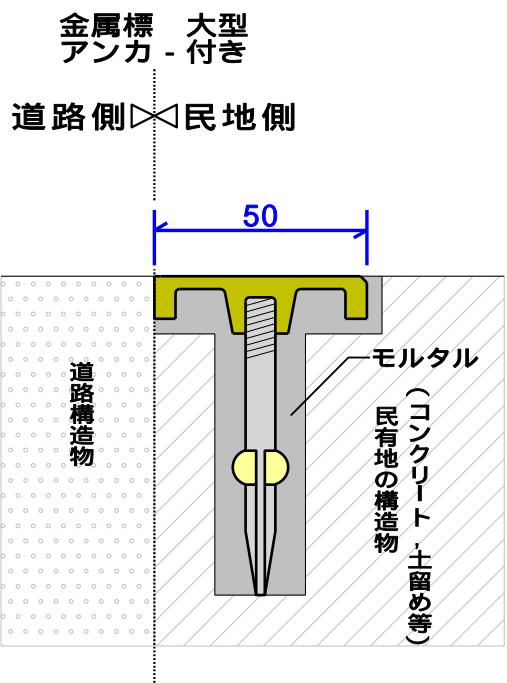
道路側△民地側



道路側△民地側



金属標の埋設



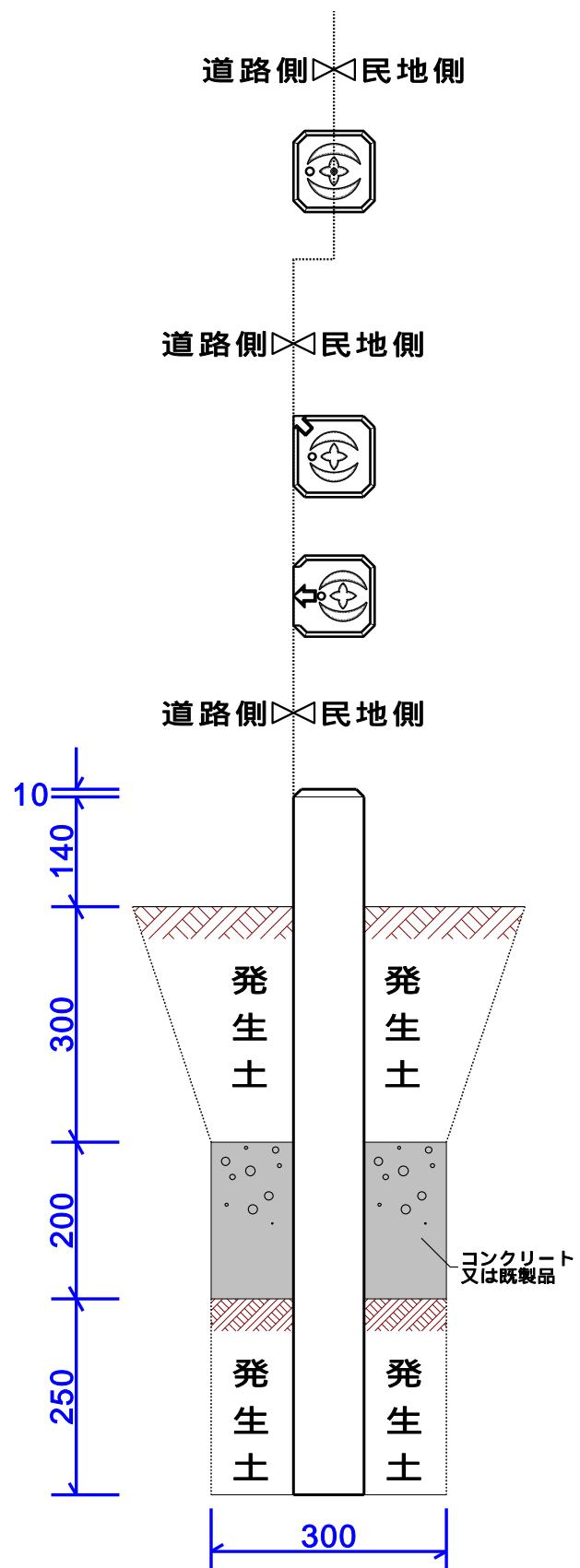
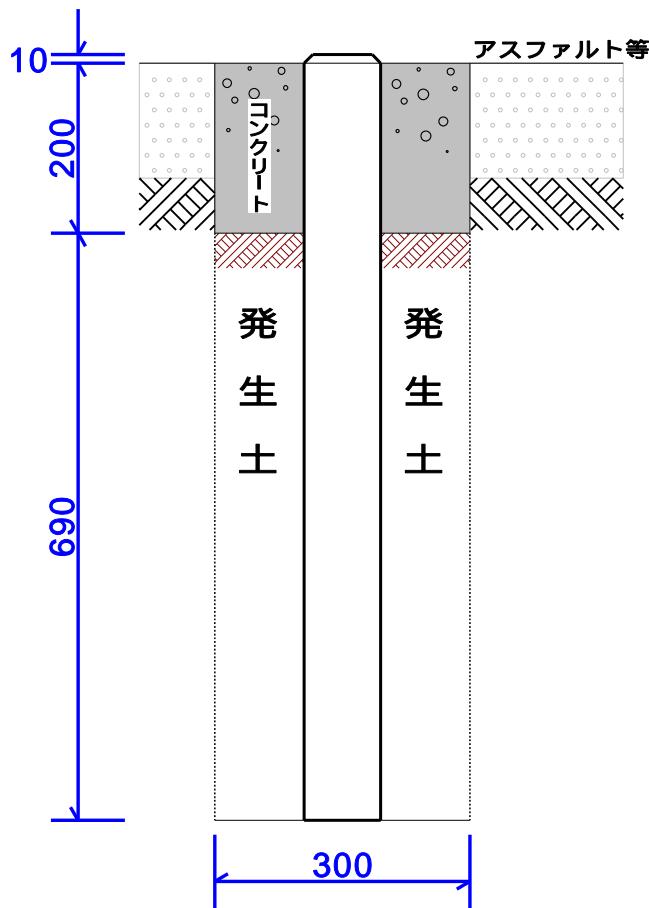
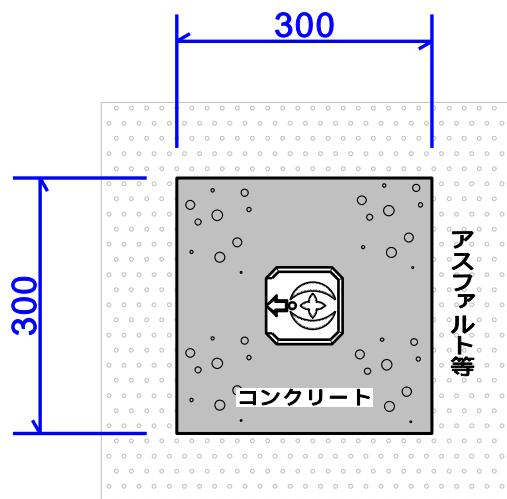
千葉市指定 境界標設置図

(鉄筋コンクリ - ト杭
その他)

単位: mm
縮尺: 任意

舗装内「アスファルト」等に
設置する場合

コンクリ - ト根巻き中間部
(農耕地等の境界標設置)



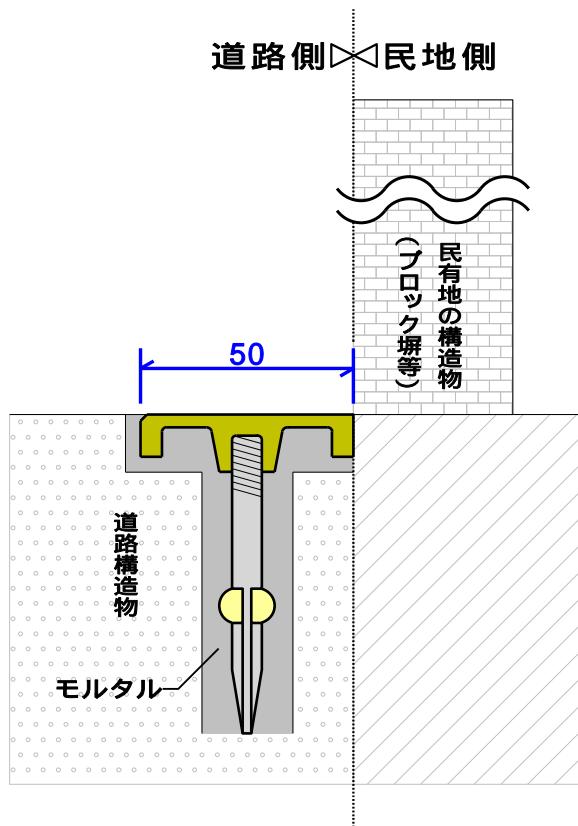
千葉市指定 境界標設置図

(金属標：特殊な埋標形式)

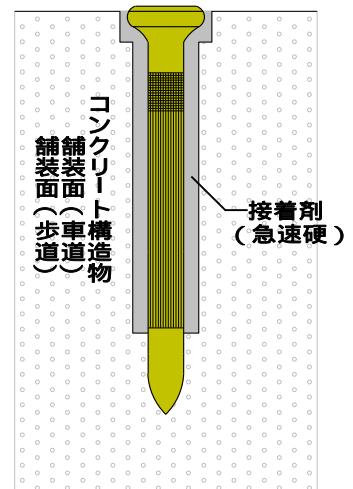
単位：mm
縮尺：任意

道路側に設置する場合
(民地側に構造物等がある場合)

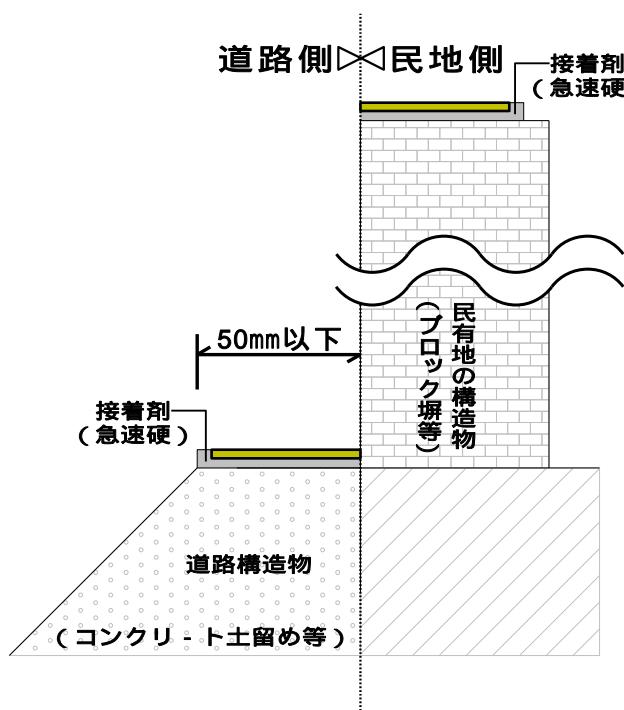
金属標 大型
アンカ - 付き



簡易鉢
(道路内の特殊な状況)



金属標 小型を設置する状況
(ブロック塀の上や大型が設置できない場合)



別表第2

千葉市道路境界標設置仕様書
<p>(1) 道路境界標の設置は、隣接土地所有者に必ず承諾を得て行い、私有地内での作業や構造物等の掘削の必要がある場合には、十分に説明を行わなければならない。</p> <p>(2) 道路境界標を復元する場合は、「千葉市公共測量作業規程」、「千葉市公共基準点管理要綱」その他関係法令等を遵守し、千葉市4級基準点を使用する。付近に千葉市4級基準点が無い場合は、千葉市公共基準点等を与点とする4級基準点測量により基準点(最低3箇所)を埋設し、測量しなければならない。</p> <p>(3) 道路境界標は、コンクリート杭の設置を原則とし、その設置が不可能又は著しく困難な場合は金属標を、金属標の設置も不可能又は著しく困難な場合は、金属鉢を設置する。</p> <p>(4) 金属標は、大型の設置を原則とし、その設置が不可能又は著しく困難な場合は小型を設置する。</p> <p>(5) 道路の折れ点に斜印又は十印若しくは↑印の道路境界標を設置する。道路境界の2点間の距離が50mを超える場合には、中間点として上記の道路境界標を設置する。設置する間隔は、約20m～30m毎とする。</p> <p>(6) 道路境界標は、杭への影響、通行の支障等を考慮し、土地所有者の承諾を得て、私有地側から設置することを原則とする。道路側から設置する場合は、U字溝の蓋の上等、道路境界標が亡失又は変位するおそれのある箇所には、設置しない。</p> <p>(7) 道路境界標は、仮杭の位置で押さえ、控点(十字控)をとる等、垂直に設置する。</p> <p>(8) コンクリート杭の地上高は、杭への影響、通行の支障等を考慮し、地面と水平にする。ただし、コンクリート杭が埋没するおそれのある場所に設置する場合は、地上高15cmを標準とする。その他、土地所有者と協議のうえ決定する。</p> <p>(9) コンクリート杭の頭部は、ペンキ等で朱色に塗布する。道路境界標を兼ねた民杭を塗布する場合は、土地所有者の承諾を得て行う。</p> <p>(10) 金属標の設置は、カッター等で舗装版を切除し、舗装面と水平に埋設する。ただし、設置箇所の素材や構造等により、埋設が不可能又は著しく困難な場合は、セメント等で金属標の周りを盛り固め、通行の障害となる段差が生じ無いように設置する。</p> <p>(11) 千葉市が管理する県道には千葉市道路境界標を設置する。また、国道には所管の国道事務所と協議して決定する。</p> <p>(12) 道路境界標の設置に関し疑義が生じた場合や上記の設置方法により難い事情がある場合、又は設置協議内容に変更が生じた場合は速やかに建設局土木部路政課に報告し、その指示を受けるものとする。</p> <p>(13) 道路境界標の設置に際し、付近を掘り起こした場合は、埋め戻し、付き固めを十分に行う。仮杭、残土、撤去したコンクリート杭等は、適切に処理する。必要により、建設局土木部路政課に処理方法を確認して、作業を行う。</p>

別表第3

千葉市地籍調査境界標設置仕様書
<p>(1) 地籍調査対象地区（地籍調査が完了又は実施中である調査地域）において、地籍境界標を設置する場合は、事前に成果交付申請及び照合願の手続きを行うものとする。</p> <p>(2) 地籍調査境界標の設置は、隣接土地所有者に必ず承諾を得て行い、私有地内での作業や構造物等の掘削の必要がある場合には、十分に説明を行わなければならない。</p> <p>(3) 地籍調査境界標を復元する場合は、「千葉市公共測量作業規程」、「千葉市公共基準点管理要綱」その他関係法令等を遵守し、細部図根点を使用する。付近に細部図根点等が無い場合は、細部図根点網図に記載の細部多角点等を与点とする4級基準点測量により基準点（最低3箇所）を埋設し、測量しなければならない。</p> <p>(4) 地籍調査境界標は、金属標の設置を原則とし、その設置が不可能又は著しく困難な場合は事前に協議するものとする。</p> <p>(5) 金属標は、大型の設置を原則とし、その設置が不可能又は著しく困難で小型等を設置する場合は、事前に協議するものとする。</p> <p>(6) 地籍調査境界標は、境界標への影響、通行の支障等を考慮し、土地所有者の承諾を得て、私有地側から設置することを原則とする。道路側から設置する場合は、U字溝の蓋の上等、地籍調査境界標が亡失又は変位するおそれのある箇所には設置しない。</p> <p>(7) 金属標の設置は、カッター等で舗装版を切除し、舗装面と高さを合わせて設置するものとする。</p> <p>(8) 千葉市が管理する県道には千葉市地籍調査境界標を設置する。また、国道には所管の国道事務所と協議して決定する。</p> <p>(9) 地籍調査境界標の設置に関し疑義が生じた場合や上記の設置方法により難い事情がある場合、又は設置協議内容に変更が生じた場合は速やかに建設局土木部路政課に報告し、その指示を受けるものとする。</p> <p>(10) 地籍調査境界標の設置に際し、付近を掘り起こした場合は、埋め戻し、付き固めを十分に行い、周辺の構造に準じ復旧する。仮杭、残土、撤去したコンクリート杭等は、適切に処理する。必要により、建設局土木部路政課に処理方法を確認して作業を行う。</p> <p>(11) 地籍調査境界標を復元した場合には、隣接する境界点間の距離を、T S等を用いて測定し精度を確認するものとし、隣接する境界点間との距離を全辺について現地で測定し、計算距離と直接測定による距離との差異（較差）を点検するものとする。また、較差の許容範囲は、20m未満は10mmとし、20m以上はS/2,000を標準とする。なお、測量の結果は、国土地理院の標準様式第1-4-1境界点間測量精度管理表に取りまとめるものとする。</p> <p>(12) 地籍調査境界標の復元に際し、撤去した金属標は再利用しないものとし、適切に処理する。必要により、建設局土木部路政課に処理方法を確認して作業を行う。</p>

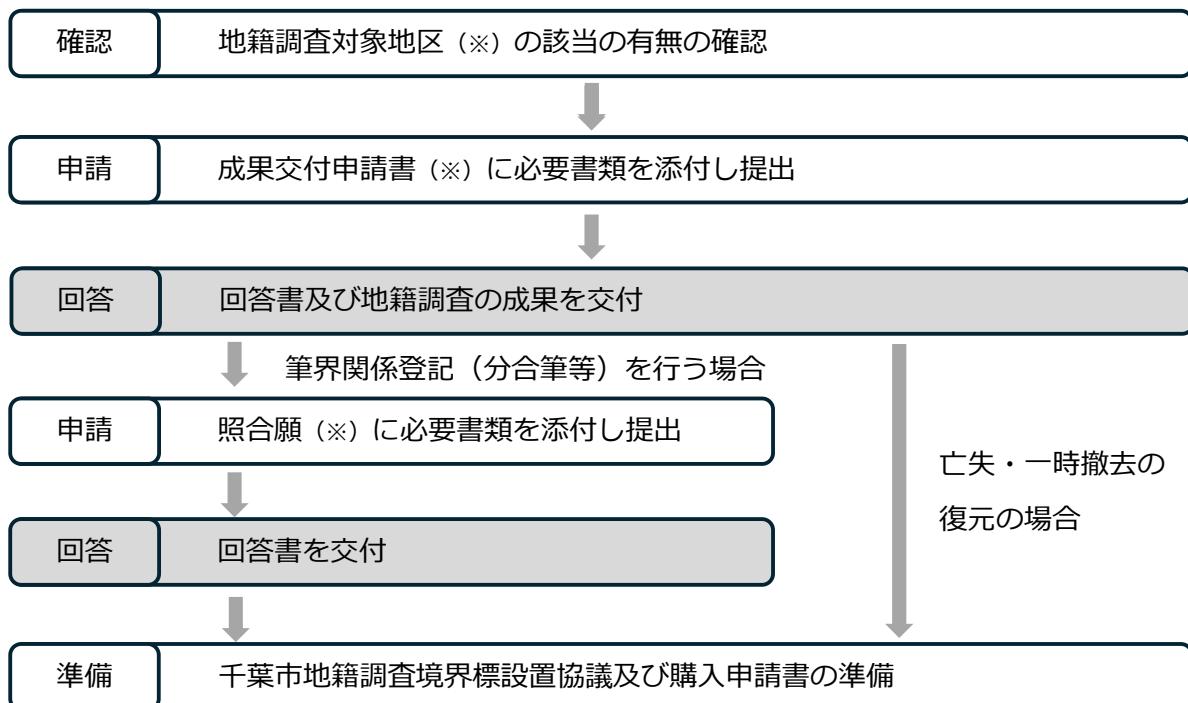
別表第4

千葉市地籍調査境界標設置フロー

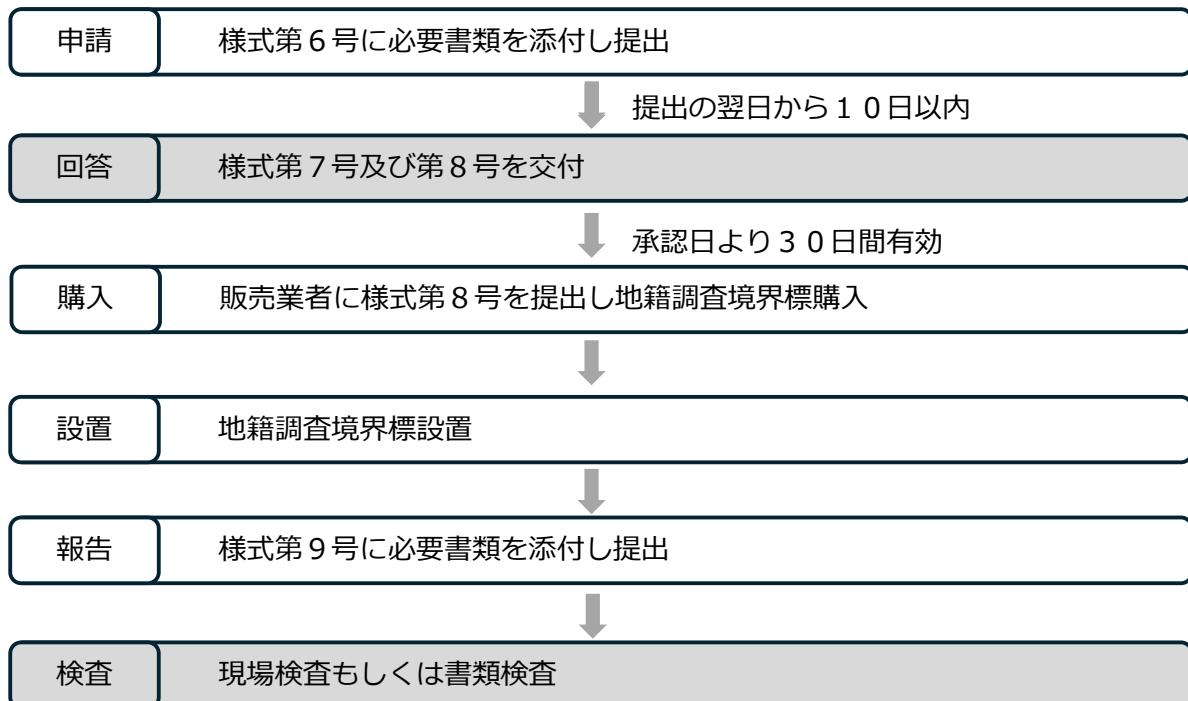
1 千葉市地籍調査境界標設置の流れ

(1) 成果交付申請及び照合願の提出

(※) 路政課ホームページ掲載



(2) 設置協議及び購入申請の提出



2 申請書類一覧

- 様式第6号：千葉市地籍調査境界標設置協議及び購入申請書
- 様式第7号：千葉市地籍調査境界標設置協議回答書
- 様式第8号：千葉市地籍調査境界標購入承認・不承認通知書
- 様式第9号：千葉市地籍調査境界標設置完了届